

公共建築工事費積算基準

令和2年10月

愛知県建設局

目 次

第 1 工事費の積算（一般）	1
1-1 工事費の種別及び区分	
1-2 工事費の構成	
1-3 工事費の積算に係る適用基準等	
第 2 工事費の積算（直接工事費）	2
2-1 直接工事費	
2-2 数量	
2-3 単価及び価格	
第 3 工事費の積算（共通費）	5
3-1 共通費	
3-2 共通費率に基づく共通費の算定(公共住宅工事)	
3-3 共通費率に基づく共通費の算定(公共建築工事)	
(共通費別紙 1)	
(共通費別紙 2)	

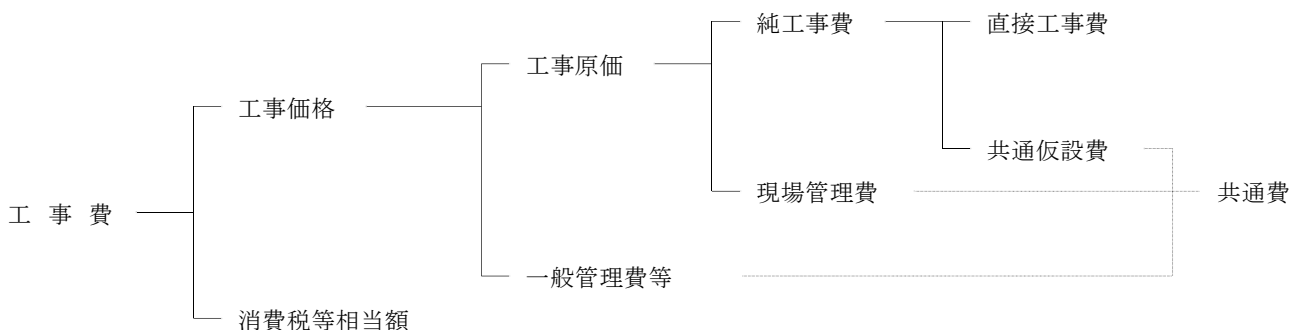
第1 工事費の積算（一般）

1-1 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

1-2 工事費の構成

(1) 工事費の構成は、次のとおりとする。



※ 消費税等相当額

- 1) 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。
- 2) 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。ただし、見積り等において消費税を含んで表示される場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、積算に使用する材料等の価格等として扱うものとする。

※ 工事価格は一万円単位以上とする。ただし、工事価格が百万円未満の場合は、千円単位以上とする。なお、工事価格の有効桁の考え方については、第3-3-1 (3)③による。

(2) 工事費は、消費税抜きの価格で積算した工事価格に、10%の消費税及び地方消費税相当額を加算して設定する。

1-3 工事費の積算に係る適用基準等

工事費の積算は下記基準等に準拠する。

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ・ 公共建築工事積算基準
 - ・ 公共建築工事共通費積算基準
 - ・ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ・ 公共建築数量積算基準
 - ・ 公共建築設備数量積算基準
 - ・ 公共建築工事見積標準書式
- ② 公共住宅建設事業者等連絡協議会
 - ・ 公共住宅建築工事積算基準
 - ・ 公共住宅電気設備工事積算基準
 - ・ 公共住宅機械設備工事積算基準
- ③ その他
 - ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
 - ・ 公共建築工事積算研究会参考歩掛り
 - ・ 物価調査機関発行の各種刊行物に基づく歩掛り及び単価

第2 工事費の積算（直接工事費）

2-1 直接工事費

- (1) 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次による。

イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単位に数量を乗じて算定する。

ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

- (2) 直接工事費は、各工事種目に区分する。工事種目は工事別、建物の棟別、用途別棟に区分する。

- (3) 各工事種目は、科目、中科目及び細目に区分する。ただし、中科目については、工事内容等により区分する必要がない場合は、省略できるものとする。

2-2 数量

細目に計上する数量は、以下の基準を準用する。

① 公共住宅工事

- ・ 公共住宅建築工事積算基準 (2編 数量)
- ・ 公共住宅電気設備工事積算基準 (2編 数量)
- ・ 公共住宅機械設備工事積算基準 (2編 数量)

② 公共建築工事

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準

2-3 単価及び価格

細目に計上する単価及び価格は、公共建築工事積算単価表（以下、「積算単価表」という。）による。ただし、積算単価表によりがたい場合は、以下の基準に準じ、各工事の施工条件を考慮して個別対応とする。

① 公共住宅工事

- ・ 公共住宅建築工事積算基準 (3編 単価)
- ・ 公共住宅電気設備工事積算基準 (3編 単価)
- ・ 公共住宅機械設備工事積算基準 (3編 単価)

② 公共建築工事

- ・ 公共建築工事標準単価積算基準

また、単価及び価格の取扱いについては以下のとおりとし、端数処理を行う場合は、四捨五入とする。

- (1) 単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

端数処理を行った結果<※1>が、物価資料の掲載価格の有効桁数の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の小さい桁の位<※2>とする。

なお、1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

【計算例① 物価資料採用価格の端数処理】

	A誌	B誌	(平均値)	端数処理を行った結果 〈※1〉	有効桁の最終の桁の小さい桁の位 〈※2〉	採用価格
a	7.4	7.5	(7.45)	7	小数第一位 (A誌及びB誌の小数点第一位が該当)	7.5
b	368	365	(366.5)	367	一の位 (A誌、B誌及び端数処理を行った結果の一の位が該当)	367
c	1,500	1,400	(1,450)	1,450	十の位 (端数処理を行った結果の十の位が該当)	1,450

- (2) 物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。(端数処理をおこなう場合は、四捨五入とする。)

【計算例① 掲載価格の合算】

材料※1		材料(掲載)	掲載価格	合算額	掲載価格※2
●●●	A誌	△△△	555	705	705
		□□□	150		
	B誌	○○○	700	700	700

- ※1 特定の材料価格について、A誌では二つの材料価格を合算する必要がある場合。
 ※2 A誌においては合算額を掲載価格として扱う。

【計算例② 掲載価格の単位換算】

材料※1		単位	掲載価格	単位換算	掲載価格※1
●●●	A誌	本(3m)	2,230	$2,230 \div 3m$	743.33
	B誌	m	700	700	700

- ※1 A誌においては単位換算後の価格を、掲載価格として扱う。

- (3) 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。なお、単価算定時における金額(数量×単価)の有効桁は、小数点以下第2位までとする。代価において計上する単価についても同様とする。
- (4) 単価算定に用いる数量(歩掛りににおける単位施工あたりに必要となる数量や代価における数量)に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第6位を四捨五入し小数点以下第5位までとする。
- (5) 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価及び金額は以下のとおりとする。
 イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。
 ※ 細目別内訳書に一円未満の単価を計上する必要がある場合については、数量単位の再設定を個別に行う単価設定(代価)で算定した金額を計上するなどの調整を検討する。
 ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。
 ハ. 別紙明細書にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。
- (6) 歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とする。なお、中間値を算出する際に、小数第3位まで求められるものについては、小数第3位を四捨五入し、小数第2位までの値になるよう端数処理したうえで、

「その他」の率の中間値を採用する。

【計算例】

下限値	上限値	中間値
0.13	0.18	0.155 → 0.16(端数処理)

第3 工事費の積算（共通費）

3-1 共通費

(1) 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表3-1、表3-2並びに表3-3及び表3-4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

(2) 共通費の算定

共通仮設費及び現場管理費は、費用を積み上げにより算定するか、共通費別紙1及び2に示す直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）及び純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）によるものとする。また、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、以下のとおりとする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げによる共通仮設費及び現場管理費を加算し、これを一式で表示する。ただし、共通仮設費率及び現場管理費率を算定する場合の直接工事費及び純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

T:工期(か月) 契約予定日から工期末までの期間の日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、契約予定日は開札から契約までを考慮して適宜設定する。

また、設計変更における工期について、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

工期は、工事内容、施工条件等を踏まえて適切に設定する。また、当初発注時には予見できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り設計変更等を適時適切に実施する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

一般管理費等は、共通費別紙1及び2に示す工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。なお、契約保証費については、愛知県財務規則第129条の3(契約保証金の納付の免除)第3号の規定を適用しない場合は、一般管理費等率に0.04%を加算する。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率

(3) 共通費算定に関する数値の取扱い

① 積み上げによる算定

積み上げによる算定は、「2-3 単価及び価格」に準ずる

② 率による算定

「公共建築工事費積算基準」の率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。

③ 一般管理費等

原則として、工事価格が一千万円以上の場合は工事価格の有効桁が上位4桁、工事価格が百万円以上一千万円未満の場合は工事価格が一万円単位、工事価格が百万円未満の場合は工事価格

が千円単位となるように、一般管理費等を算出された金額の範囲内で調整する。

【計算例① 一般管理費の調整】

工事原価	一般管理費	工事価格
55,555,555	4,444,444(算定結果、端数処理前)	59,999,999
		59,990,000(端数処理)
55,555,555	4,434,445(工事費内訳書計上金額)	59,990,000

【計算例② 変更設計の場合の一般管理費の調整】

工事原価	一般管理費	工事価格
当初 55,555,555		
変更 3,333,333		
計 58,888,888	4,666,666(算定結果、端数処理前)	63,555,554
	当初工事価格(端数処理前) →	59,999,999
	差額 →	3,555,555
		3,550,000(端数処理)
3,333,333	216,667(変更工事費内訳書計上金額)	3,550,000

(4) 設計変更における共通費

共通仮設費及び現場管理費については、積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

また、設計変更を行う場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等(以下「各共通費」という。)は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の各共通費を求め、当初発注工事の各共通費をそれぞれ控除した額とする。

ただし一般管理費等は、設計変更において契約保証費にかかる補正を行わない。

$$\text{変更工事の各共通費} = (A+B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

A …… 当初発注工事の金額※

B …… 変更工事の金額※

α_a …… Aの額に対する各共通費率

$\alpha_{(a+b)}$ …… 変更工事の内容を当初発注工事を含めた額に対する各共通費率

※ 「金額」は以下を示す。

各共通費が共通仮設費の場合 …… 直接工事費

各共通費が現場管理費の場合 …… 純工事費

各共通費が一般管理費等の場合 …… 工事原価

表3-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表3-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 募集及び解散に要する費用 ● 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ● 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ● 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ● 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ● 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ● 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ● 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表3-3 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与(損金算入分)
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表3-4 付加利益

法人税、都道府県民税、市町村民税等(表3-3の租税公課に含むものを除く)
株主配当金
役員賞与(損金算入分を除く)
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

- (5) 各共通費率は、共通費別紙1及び2によるものとし、工事種別ごとの適用については、原則として下記に示す表3-5及び表3-6による。

表3-5 公共住宅工事における各共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(住一仮一)						現場管理費(住一現一)						一般管理費等(住一般一)		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3
(1)建築工事															
① 建築工事	新営														
	改修														
② 外構工事															
③ 造成工事															
(2)設備工事															
① 電気設備工事	新営														
	改修														
② 給排水工事	新営														
	改修														
③ エレベーター工事(昇降機設備工事)															
④ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)															
⑤ テレビ電波障害改善工事															
(3)その他工事															
① 取壊し工事															
② 造園(植栽植樹)工事															

※ 外構工事及び造成工事については、原則として「建築工事」の率を採用するが、工事内容や規模により大規模工事になる等、率の採用が適当でないと判断される場合は、この限りではない。

表3-6 公共建築工事における各共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(営一仮一)								現場管理費(営一現一)								一般管理費等(営一般一)		
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3
(1)建築工事																			
① 建築工事	新営																		
	改修																		
② 整備工事																			
③ 環境整備工事																			
④ 汚水処理施設工事(躯体)																			
⑤ アスベスト対策工事																			
(2)設備工事																			
① 管工事	新営																		
	改修																		
② 空調工事(冷暖房設備工事)	新営																		
	改修																		
③ 電気設備工事	新営																		
	改修																		
④ エレベーター工事(昇降機設備工事)																			
⑤ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)																			
⑥ テレビ電波障害改善工事																			
⑦ 公共下水道接続工事																			
(3)その他の工事																			
① 取壊し工事(撤去工事は含まない)																			
② 植栽植樹工事																			
③ 舗装工事(アスファルト)																			
④ 敷地造成工事																			

※ 敷地造成工事については、原則として「建築工事(改修)」の率を採用するが、工事内容や規模により大規模工事になる等、率の採用が適当でないと判断される場合は、この限りではない。

(6) 当該項に記載のない事項については、原則として公共建築工事積算基準及び公共住宅工事積算基準等に準じ、各工事の施工条件を考慮して個別対応とする。

3-2 共通費率に基づく共通費の算定（公共住宅工事）

(1) 用語の定義

「特殊工事費」とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、共通仮設費及び現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。

（各工事共通）

① 建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く）

② 有料道路の通行料金

（建築工事・屋外整備工事）

① 鉄骨工事の工場製作費（工場加工組立費、工場溶接費、工場塗装費、運搬費）

（電気設備工事）

① 発電機設備工事（機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費）

② 圧送給水装置設備工事（同上）

③ 中央監視制御設備工事（同上）

④ 特別高圧受変電設備工事（同上）

⑤ 電話交換機設備工事（同上）

⑥ 駐車場管制設備工事（ゲートを含む）（同上）

⑦ 宅配ボックス設備工事（同上）

⑧ 指定した受電開始日以降の電気基本料金

⑨ テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料（架上げ費用）

（機械設備工事）

① 空気調和機器設備工事費（機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等を含む）

② 機械式駐車装置設備工事費（同上）

③ 圧送給水装置設備工事費（同上）

④ 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費（同上）

⑤ 機械式ごみ貯留装置設備工事費（同上）

⑥ ユニット型浄化槽設備工事費（同上）

「その他工事（公住）」とは、通常の建物本体工事に含まれない工事等をいい、次を標準とする。

- ・ 造園工事（種目で造園工事として扱われる項目全て。）
- ・ 取り壊し工事（アスベスト含有建材処理工事を除く。）

(2) 共通仮設費

（ア）当該共通仮設費率に含まれる内容は、表3-7及び表3-8とする。

表3-7 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接地等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表3-8 電気設備工事及び機械設備工事の共通仮設費率を含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。ただし、本受電後の基本料金を除く。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(イ) 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

特殊工事費を含む工事費の共通仮設費 = $A \times \alpha$ + 積み上げによる共通仮設費

A …… 特殊工事費を含まない直接工事費
 α …… Aの額及び工期に対する共通仮設費率

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない直接工事費に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる共通仮設費を加算する。

(エ) 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費

「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。

総合発注工事の共通仮設費 = $A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3$ + 積み上げによる共通仮設費

A₁ …… 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費
A₂ …… 電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費
A₃ …… 機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費
 α_1 …… A₁の額に対する建築工事の共通仮設費率
 α_2 …… A₂の額に対する電気設備工事の共通仮設費率
 α_3 …… A₃の額に対する機械設備工事の共通仮設費率
※ 受水槽と同一構造のポンプ室は建築工事と見なさない。

(オ) その他工事(公住)を単独で発注する場合

この場合の共通仮設費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。

共通仮設費 = $A \times 0.01$ + 積み上げによる共通仮設費

A …… 特殊工事費を含まない直接工事費

(3) 現場管理費

(ア) 特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} &= A \times \alpha + \text{積み上げによる現場管理費} \\ A &\cdots \text{特殊工事費を含まない純工事費} \\ \alpha &\cdots A \text{の額及び工期に対する現場管理費率} \end{aligned}$$

(イ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない純工事費に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる現場管理費を加算する。

(ウ) 総合発注(一括発注)工事の現場管理費

「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。

$$\begin{aligned} \text{総合発注工事の現場管理費} &= A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + \text{積み上げによる現場管理費} \\ A_1 &\cdots \text{建築工事の特殊工事費を含まない純工事費} \\ A_2 &\cdots \text{電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費} \\ A_3 &\cdots \text{機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費} \\ \alpha_1 &\cdots A_1 \text{の額に対する建築工事の現場管理費率} \\ \alpha_2 &\cdots A_2 \text{の額に対する電気設備工事の現場管理費率} \\ \alpha_3 &\cdots A_3 \text{の額に対する機械設備工事の現場管理費率} \end{aligned}$$

(エ) その他工事(公住)を単独で発注する場合

この場合の現場管理費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= A \times 0.02 + \text{積み上げによる現場管理費} \\ A &\cdots \text{特殊工事費を含まない純工事費} \end{aligned}$$

(4) 一般管理費等

(ア) 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} &= (A+B) \times \alpha \\ A &\cdots \text{特殊工事費を含まない工事原価} \\ B &\cdots \text{特殊工事費} \\ \alpha &\cdots (A+B) \text{の額に対する一般管理費等率} \end{aligned}$$

(イ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の一般管理費等の算定は、鉄屑等のスクラップ費を控除しない工事原価に対する一般管理費等率により一般管理費等を算定する。

(ウ) 総合発注(一括発注)工事の一般管理費等

建築工事と電気設備工事及び機械設備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

$$\text{総合発注工事の一般管理費等} = (A_1 + A_2 + A_3) \times \alpha$$

A₁ …… 建築工事の工事原価

A₂ …… 電気設備工事の工事原価

A₃ …… 機械設備工事の工事原価

α …… 総工事原価(各工事の工事原価の合計)の額に対する主たる工事の一般管理費等率

(エ) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。

(オ) その他工事(公住)を単独で発注する場合

原則、工事内容に応じて建築工事、電気設備工事、テレビ電波障害防除工事、機械設備工事、エレベーター設備工事又は屋外整備工事を選択し、その一般管理費等率で算定する。必要に応じて見積りを参考に計上する。

3-3 共通費率に基づく共通費の算定（公共建築工事）

(1) 用語の定義

「その他工事(公建)」とは、通常の建物本体工事に含まれない工事をいい、次を標準とする。

- ① 特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事
- ② 造園工事(種目で造園工事として扱われる項目全て。)
- ③ 舗装工事(種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。)
- ④ 取り壊し工事(アスベスト含有建材処理工事を除く。)
- ⑤ 電波障害防除設備工事
- ⑥ さく井設備工事(ポンプや揚水管の交換を除く)
- ⑦ 特殊空調設備(恒温恒湿、クリーンルーム等)
- ⑧ 循環ろ過設備(浴槽、プール等)
- ⑨ 排水処理設備
- ⑩ ごみ処理施設
- ⑪ 搬送設備
- ⑫ 機械式駐車設備
- ⑬ 特殊ガス設備
- ⑭ 実験機器設備(ドラフトチャンバー、安全キャビネット等)
- ⑮ 医療器具設備

ここでいう「一般工事」とは、直接工事費から鉄骨工事、その他工事(公建)及び発生材処分費を除いた工事をいう。

(2) 共通仮設費

(ア) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表3-9及び表3-10とする。

表3-9 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理(新宮の場合)、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表3-10 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(イ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において監理事務所を設けない場合は、一般工事(アスベスト対策工事を含み、取壊し単独発注工事を除く)の共通仮設費率に0.9を乗じる。ただし、その他工事、発生材処分費には適用しない。

鉄骨工事における共通仮設費率の補正を行う工事で、監理事務所を設けない場合は、前段で補正した率に0.9を乗じる

既存施設を監理事務所として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現状復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(ウ) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率に0.9を乗じる。

鉄骨工事の共通仮設費 = $P(A) \times (Kr(AB) \times 0.9)$

鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費 = $\{P(B) \times Kr(AB)\} +$ 積み上げによる共通仮設費

P(A) …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費

P(B) …… 鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B)) 及び工期に対応する共通仮設費率

補正対象は以下とおりとする。

○ S造及びSRC造(新築)

鋼材費、工場加工費、鉄骨運搬費、工場塗装、建て方費(建方機械器具費を除く)、フラットデッキ(S造に限る)、鉄塔、その他鉄骨工事に付帯するもの等

○ RC造(新築)

体育館、倉庫、格納庫等における屋根部の鉄骨工事費
(鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等を除く)

(エ) 共通仮設費の算定対象外費用

以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費(湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を除く)及び工期に対応する共通仮設費率とする。

- ・ 仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料等
- ・ 湧水等の排出費用(下水道料金のみ)

- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

共通仮設費 = $P(A) \times Kr(AB) +$ 積み上げによる共通仮設費

$P(A)$ …… 上記費用を除く直接工事費

$P(B)$ …… 上記費用

$Kr(AB)$ …… $(P(A) + P(B))$ *及び工期に対応する共通仮設費率

※上記費用を含む直接工事費から湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を除く

- (オ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない直接工事費及び工期に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる共通仮設費を加算する。

- (カ) 一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合

一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率により、一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事(公建)の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

一般工事の共通仮設費 = $(P(A) \times Kr(AB)) +$ 積み上げによる共通仮設費

その他工事(公建)の共通仮設費 = $P(B) \times 0.01$

$P(A)$ …… 一般工事の直接工事費

$P(B)$ …… その他工事(公建)の直接工事費

$Kr(AB)$ …… $(P(A) + P(B))$ 及び工期に対応する共通仮設費率

- (キ) その他工事(公建)を単独で発注する場合

この場合の共通仮設費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。

共通仮設費 = $(P(A) \times 0.01) +$ 積み上げによる共通仮設費

$P(A)$ …… その他工事(公建)の直接工事費

- (ク) 労務費の比率が著しく少ない設備工事の場合

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事。

- (ケ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額及び各工事の工期に対応するそれぞれの共通仮設費率により、新営工事及び改修工事それぞれの共通仮設費を算定する。

なお、積み上げにより共通仮設費は、主たる工事の共通仮設費とし、新営工事の純工事費と改修工事の純工事費に区分する。

新営工事の共通仮設費 = $(P(A) \times Kr(AB)_{\text{新営}}) +$ 積み上げによる共通仮設費*

改修工事の共通仮設費 = $(P(B) \times Kr(AB)_{\text{改修}})$

- P(A) …… 新営工事の直接工事費
 - P(B) …… 改修工事の直接工事費
 - Kr(AB)_{新営} …… (P(A)+P(B))及び新営工事の工期に対応する共通仮設費率
 - Kr(AB)_{改修} …… (P(A)+P(B))及び改修工事の工期に対応する共通仮設費率
- ※主たる工事が新営工事の場合

(コ) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)の場合

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合、各工事別の直接工事費及び工期に対応する各工事の共通仮設費率により、各工事ごとの共通仮設費を算定する。

なお、各工事別の積み上げによる共通仮設費は、それぞれ各工事ごとの比率による共通仮設費に加え、各工事ごとに純工事費を区分する。

$$\text{共通仮設費} = \Sigma (\text{共通仮設費}_{(n)})$$

$$\text{共通仮設費}_{(n)} = (P_{(n)} \times Kr_{(n)}) + \text{積み上げによる共通仮設費}_{(n)}$$

P_(n) …… 各工事の直接工事費

Kr_(n) …… P_(n)及び工期に対応する共通仮設費率

※_(n) …… 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事(*)であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。なお、主たる工事とは、元請けとなる工事をいう。

(*)軽微な工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合
- ②工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合

(サ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。なお、共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。

また、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

$$\text{共通仮設費} = \Sigma (\text{共通仮設費}_{(n)})$$

$$\text{共通仮設費}_{(n)} = (P_{(n)} \times Kr_{(n)}) + \text{積み上げによる共通仮設費}_{(n)}$$

P_(n) …… それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費

Kr_(n) …… P_(n)及びそれぞれの敷地の工期に対応する共通仮設費率

※_(n) …… 敷地A、敷地B、敷地C …

(シ) 同一敷地又は隣接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合

この場合の共通仮設費は、同一敷地全体又は隣接する敷地を一括して算定する。共通仮設費率は、同一敷地全体又は隣接する敷地における直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率とする。

$$\text{共通仮設費} = (P \times Kr) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

- P …… 同一敷地又は隣接する敷地における直接工事費の合計額
 Kr …… P 及び工期に対応する共通仮設費率

(3) 現場管理費

(ア) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、以下の補正を行う。

現場管理費 = $\{Np(A) \times (Jo(AB) \times 1.0)\} + \{Np(B) \times Jo(AB)\} +$ 積み上げによる現場管理費

- Np(A) …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費
 Np(B) …… 鉄骨工事以外の一般工事の純工事費
 Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) 及び工期に対応する現場管理費率

補正対象は(2)(ウ)による。

(イ) 現場管理費の算定対象外費用

以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。なお、現場管理費率は、これらの費用を含む純工事費(湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を除く)及び工期に対応する現場管理費率とする。

- ・ 仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料等
- ・ 湧水等の排出費用(下水道料金のみ)
- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

現場管理費 = $Np(A) \times Jo(AB) +$ 積み上げによる現場管理費

- Np(A) …… 上記費用を除く純工事費
 Np(B) …… 上記費用
 Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B))* 及び工期に対応する現場管理費率

※上記費用を含む純工事費から湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を除く

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない純工事費及び工期に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる現場管理費を加算する。

(エ) 一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合

一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率により、一般工事の現場管理費を算定し、その現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

現場管理費 = $(Np(A) \times Jo(AB)) + (Np(B) \times 0.02) +$ 積み上げによる現場管理費

- Np(A) …… 一般工事の純工事費
 Np(B) …… その他工事(公建)の純工事費
 Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) 及び工期に対応する現場管理費率

(オ) その他工事(公建)を単独で発注する場合

この場合の現場管理費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。

$$\text{現場管理費} = (N_p(A) \times 0.02) + \text{積上げによる現場管理費}$$

$N_p(A)$ …… その他工事(公建)の純工事費

(カ) 労務費の比率が著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じて算定する。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事。

(キ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合、新営工事と改修工事の純工事費の合計額及び各工事の工期に対応するそれぞれの現場管理費率により、新営工事及び改修工事それぞれの現場管理費を算定する。

$$\text{現場管理費} = (N_p(A) \times J_o(AB)_{\text{新営}}) + (N_p(B) \times J_o(AB)_{\text{改修}}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$
$$\text{改修工事の現場管理費} = (P(B) \times K_r(AB)_{\text{改修}})$$

$N_p(A)$ …… 新営工事の純工事費
 $N_p(B)$ …… 改修工事の純工事費
 $J_o(AB)_{\text{新営}}$ …… $(N_p(A) + N_p(B))$ 及び新営工事の工期に対応する現場管理費率
 $J_o(AB)_{\text{改修}}$ …… $(N_p(A) + N_p(B))$ 及び改修工事の工期に対応する現場管理費率

(ク) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)の場合

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合、各工事別の純工事費及び工期に対応する現場管理費率により、各工事ごとの現場管理費を算定する。

なお、各工事別の積み上げによる現場管理費は、それぞれ各工事別の比率による現場管理費に加え、各工事ごとに工事原価を区分する。

$$\text{現場管理費} = \Sigma(\text{現場管理費}_{(n)})$$
$$\text{現場管理費}_{(n)} = (N_p(n) \times J_o(n)) + \text{積み上げによる現場管理費}_{(n)}$$

$N_p(n)$ …… 各工事の純工事費
 $J_o(n)$ …… $N_p(n)$ 及び工期に対応する現場管理費率
※ $_{(n)}$ …… 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事(*)であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは、元請けとなる工事をいう。

(*)軽微な工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合
- ②工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合

(ケ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。なお、現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

また、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

$$\text{現場管理費} = \Sigma (\text{現場管理費}_{(n)})$$

$$\text{現場管理費}_{(n)} = (Np_{(n)} \times Jo_{(n)}) + \text{積み上げによる現場管理費}_{(n)}$$

$Np_{(n)}$ …… それぞれの敷地の工事ごとの純工事費

$Jo_{(n)}$ …… $Np_{(n)}$ 及びそれぞれの敷地の工期に対応する現場管理費率

※ $_{(n)}$ …… 敷地A、敷地B、敷地C ……

(コ) 同一敷地又は隣接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合

この場合の現場管理費は、同一敷地全体又は隣接する敷地を一括して算定する。現場管理費率は、同一敷地全体又は隣接する敷地における純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。

$$\text{現場管理費} = (Np \times Jo) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

Np …… 同一敷地又は隣接する敷地における純工事費の合計額

Jo …… Np 及び工期に対応する現場管理費率

(サ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

設計図書等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料又は現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止器具費(フルハーネス型)若しくはその両方の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、(ア)鉄骨工事の補正を行う場合及び(カ)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ア)及び(カ)を乗じる。

(算定方法)

・一般工事の場合

$$\text{純工事費(一般工事)} \times \text{現場管理費率} \times \text{補正(サ)}$$

・鉄骨工事等の場合

$$\text{純工事費(鉄骨工事等)} \times \text{現場管理費率} \times (\text{補正(サ)} \times \text{補正(ア)} \text{又は} \text{補正(カ)})$$

(4) 一般管理費等

(ア) 一般管理費等の算定対象外費用

湧水等の排出費用(下水道料金のみ)については一般管理費等を計上しない。また、率の算定に際してこれらの費用は工事原価に含めない。

$$\text{一般管理費等} = Cp \times Gp$$

Cp …… 湧水等の排出費用(下水道料金のみ)を除く工事原価

Gp …… 湧水等の排出費用(下水道料金のみ)を除く工事原価に対応する一般管理費等率

(イ) 労務費の比率が著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、建築工事に準じるものとして一般管理費等を算定する。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事。

(ウ) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)工事の場合

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合、各工事別の工事原価の合計額に対応する主たる工事の一般管理費等率により、一般管理費等を算定する。なお、主たる工事とは、元請けとなる工事をいう。

(エ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の一般管理費等の算定は、鉄屑等のスクラップ費を控除しない工事原価に対する一般管理費等率により、一般管理費等を算定する。

(オ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。

(カ) 同一敷地又は隣接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合

この場合の一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。

(キ) その他工事(公建)を単独で発注する場合

原則、工事内容に応じて建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事又は敷地造成工事を選択し、その一般管理費等率で算定する。必要に応じて見積りを参考に計上する。

公共住宅工事（建築局公共建築部公営住宅課発注工事）における共通費率

共通仮設費率	
住一仮一1	<p>共通仮設費率(建築工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 $4.34 \leq Kr \leq 6.27$ 1,000万円を超える $8.525 \times P^{-0.073279} \leq Kr \leq 12.311 \times P^{-0.073279}$</p> <p>$Kr = 16.331 \times P^{-0.200} \times T^{0.421}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一2	<p>共通仮設費率(電気設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 $5.47 \leq Kr \leq 7.81$ 500万円を超える $25.813 \times P^{-0.182150} \leq Kr \leq 36.846 \times P^{-0.182150}$</p> <p>$Kr = 96.161 \times P^{-0.463} \times T^{0.685}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一3	<p>共通仮設費率(機械設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 $5.99 \leq Kr \leq 6.71$ 500万円を超える $16.211 \times P^{-0.116960} \leq Kr \leq 18.161 \times P^{-0.116960}$</p> <p>$Kr = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一4	<p>共通仮設費率(エレベーター設備工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 $Kr = 3.08$ 1,000万円を超え、5億円以下 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$ 5億円を超える $Kr = 2.07$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一5	<p>共通仮設費率(テレビ電波障害防除工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 5.20$ 300万円を超え、5億円以下 $Kr = 26.39 \times P^{-0.2028}$ 5億円を超える $Kr = 1.84$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一6	<p>共通仮設費率(その他工事(公住))</p> <p>$Kr = 1.00$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>

現場管理費率	
住一現一1	<p>現場管理費率(建築工事)</p> <p>純工事費 1,000万円以下 $8.52 \leq J_o \leq 12.52$</p> <p>1,000万円を超える $13.061 \times N_p^{-0.046328} \leq J_o \leq 19.188 \times N_p^{-0.046328}$</p> <p>$J_o = 26.363 \times N_p^{-0.181} \times T^{0.443}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一2	<p>現場管理費率(電気設備工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 $32.46 \leq J_o \leq 47.69$</p> <p>500万円を超える $429.258 \times N_p^{-0.303165} \leq J_o \leq 630.640 \times N_p^{-0.303165}$</p> <p>$J_o = 1896.706 \times N_p^{-0.614} \times T^{0.749}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一3	<p>現場管理費率(機械設備工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 $24.55 \leq J_o \leq 37.17$</p> <p>500万円を超える $139.163 \times N_p^{-0.203692} \leq J_o \leq 210.711 \times N_p^{-0.203692}$</p> <p>$J_o = 273.527 \times N_p^{-0.399} \times T^{0.622}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一4	<p>現場管理費率(エレベーター設備工事)</p> <p>純工事費 1,000万円以下 $J_o = 3.98$</p> <p>1,000万円を超え、5億円以下 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$</p> <p>5億円を超える $J_o = 2.26$</p> <p>ただし、J_o:純工事費に対する現場管理費率(%)、N_p:純工事費(千円)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一5	<p>現場管理費率(テレビ電波障害防除工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 $J_o = 14.36$</p> <p>300万円を超え、5億円以下 $J_o = 15.51 \times N_p^{-0.0096}$</p> <p>5億円を超える $J_o = 13.67$</p> <p>ただし、J_o:純工事費に対する現場管理費率(%)、N_p:純工事費(千円)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一6	<p>現場管理費率(その他工事(公住))</p> <p>$J_o = 2.00$</p> <p>ただし、J_o:純工事費に対する現場管理費率(%)</p>

一般管理費等率	
住一般-1	<p>一般管理費等率(建築工事)</p> <p>工事原価 500万円以下 $G_p = 17.24$</p> <p>500万円を超え、30億円以下 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$</p> <p>30億円を超える $G_p = 8.43$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%), C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一般-2	<p>一般管理費等率(電気設備工事、テレビ電波障害防除工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 $G_p = 17.49$</p> <p>300万円を超え、20億円以下 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$</p> <p>20億円を超える $G_p = 8.06$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%), C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一般-3	<p>一般管理費等率(機械設備工事、エレベーター設備工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 $G_p = 16.68$</p> <p>300万円を超え、20億円以下 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$</p> <p>20億円を超える $G_p = 8.07$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%), C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

公共建築工事（建築局公共建築部公共建築課発注工事）における共通費率

共通仮設費率	
営一仮一1	<p>共通仮設費率(新営建築工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 $3.25 \leq Kr \leq 4.33$</p> <p>1,000万円を超える $4.34 \times P^{-0.0313} \leq Kr \leq 5.78 \times P^{-0.0313}$</p> <p>$Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一2	<p>共通仮設費率(改修建築工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 $3.59 \leq Kr \leq 6.07$</p> <p>500万円を超える $6.94 \times P^{-0.0774} \leq Kr \leq 11.74 \times P^{-0.0774}$</p> <p>$Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一3	<p>共通仮設費率(新営電気設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 $3.90 \leq Kr \leq 7.19$</p> <p>500万円を超える $9.08 \times P^{-0.0992} \leq Kr \leq 16.73 \times P^{-0.0992}$</p> <p>$Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一4	<p>共通仮設費率(改修電気設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $1.91 \leq Kr \leq 5.21$</p> <p>300万円を超える $3.10 \times P^{-0.0608} \leq Kr \leq 8.47 \times P^{-0.0608}$</p> <p>$Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一5	<p>共通仮設費率(新営機械設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 $4.86 \leq Kr \leq 5.51$</p> <p>500万円を超える $10.94 \times P^{-0.0952} \leq Kr \leq 12.40 \times P^{-0.0952}$</p> <p>$Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一6	<p>共通仮設費率(改修機械設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $1.73 \leq Kr \leq 4.96$</p> <p>300万円を超える $2.44 \times P^{-0.0433} \leq Kr \leq 7.02 \times P^{-0.0433}$</p> <p>$Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一7	<p>共通仮設費率(昇降機設備工事)</p> <p>直接工事費 1000万円以下 $Kr = 3.08$</p> <p>1000万円を超え、5億円以下 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$</p> <p>5億円を超える $Kr = 2.07$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一8	<p>共通仮設費率(その他工事(公建))</p> <p>$Kr = 1.00$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>

現場管理費率	
営一現一1	<p>現場管理費率(新営建築工事)</p> <p>純工事費 1,000万円以下 $10.01 \leq J_o \leq 20.13$</p> <p>1,000万円を超える $37.76 \times N_p^{-0.1442} \leq J_o \leq 75.97 \times N_p^{-0.1442}$</p> <p>$J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一2	<p>現場管理費率(改修建築工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 $12.70 \leq J_o \leq 26.86$</p> <p>500万円を超える $87.29 \times N_p^{-0.2263} \leq J_o \leq 184.58 \times N_p^{-0.2263}$</p> <p>$J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一3	<p>現場管理費率(新営電気設備工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 $22.91 \leq J_o \leq 38.60$</p> <p>500万円を超える $156.07 \times N_p^{-0.2253} \leq J_o \leq 263.03 \times N_p^{-0.2253}$</p> <p>$J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一4	<p>現場管理費率(改修電気設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 $17.67 \leq J_o \leq 50.37$</p> <p>300万円を超える $186.18 \times N_p^{-0.2941} \leq J_o \leq 530.68 \times N_p^{-0.2941}$</p> <p>$J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一5	<p>現場管理費率(新営機械設備工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 $17.14 \leq J_o \leq 31.23$</p> <p>500万円を超える $90.67 \times N_p^{-0.1956} \leq J_o \leq 165.22 \times N_p^{-0.1956}$</p> <p>$J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一6	<p>現場管理費率(改修機械設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 $15.25 \leq J_o \leq 42.07$</p> <p>300万円を超える $169.65 \times N_p^{-0.3009} \leq J_o \leq 467.95 \times N_p^{-0.3009}$</p> <p>$J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$</p> <p>ただし、$J_o$:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p>N_p:純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一7	<p>現場管理費率(昇降機設備工事)</p> <p>純工事費 1000万円以下 $J_o = 3.98$</p> <p>1000万円を超え、5億円以下 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$</p> <p>5億円を超える $J_o = 2.26$</p> <p>ただし、J_o:純工事費に対する現場管理費率(%)、N_p:純工事費(千円)</p> <p>J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一8	<p>現場管理費率(その他工事(公建))</p> <p>$J_o = 2.00$</p> <p>ただし、J_o:純工事費に対する現場管理費率(%)</p>

一般管理費等率	
営一般-1	<p>一般管理費等率(建築工事)</p> <p>工事原価 500万円以下 $G_p = 17.24$</p> <p>500万円を超え、30億円以下 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$</p> <p>30億円を超える $G_p = 8.43$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%), C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-2	<p>一般管理費等率(電気設備工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 $G_p = 17.49$</p> <p>300万円を超え、20億円以下 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$</p> <p>20億円を超える $G_p = 8.06$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%), C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-3	<p>一般管理費等率(機械設備工事、昇降機設備工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 $G_p = 16.68$</p> <p>300万円を超え、20億円以下 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$</p> <p>20億円を超える $G_p = 8.07$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%), C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>